



島根県報

令和5年10月31日（火）

号外 第 115 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【監査公表】

財務監査の結果に関する報告に基づき講じた措置	2
財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置	13
包括外部監査の結果に基づき講じた措置	25

監 査 委 員 公 表

島根県監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した令和3年度会計に係る財務監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について、島根県知事、島根県教育委員会教育長及び島根県公安委員会委員長から通知があったので、同条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和5年10月31日

島根県監査委員	高 橋 雅 彦
同	田 中 明 美
同	山 口 和 志
同	三 島 明

令和3年度会計に係る財務監査の結果に基づき講じた措置の内容

指 摘 事 項	措 置 の 内 容
(1) 収入関係事務	
<p>① 補助金の収入事務が適当でないもの 国庫補助金の収入に当たり、国への請求行為が行われず、収納状況の確認もなされなかったことから、本来交付されるべき国からの国庫補助金額が交付されなかった。</p> <p>令和3年度生活衛生関係営業対策事業費補助金 国庫補助金額 10,466,000円 (薬事衛生課)</p>	<p>職員の認識不足による不適切事案の防止のため、主管課が実施した研修会に参加したほか、会計事務に関する資料を課内で共有した。</p> <p>また、スケジュール表を作成し、複数の職員でのチェックを行っている。</p>
<p>② 調定額を誤っているもの 県営住宅の家賃算定について、誤りがあった。</p> <p>算定誤り期間 令和3年4月～令和3年12月 返還額 40,096円 外2件 (建築住宅課)</p>	<p>対象者には説明・謝罪の上、令和4年1月に超過分を返還した。</p> <p>家賃算定の根拠となる入居世帯の収入に係るシステム入力誤り及び審査体制の不備が要因であったため、再発防止として、システム操作マニュアルに入力方法を明記し、複数名での審査を徹底することとした。</p>
<p>③ 収入の会計年度所属区分を誤っているもの 随時の収入に当たる県立学校施設の利用に係る光熱水費等の負担金のうち3月分について、令和3年度に入って通知を行ったが、令和2年度の収入として処理をしていた。</p> <p>(令和2年度会計)(出雲工業高等学校) (令和2年度会計)(横田高等学校)</p>	<p>4月になって金額が確定する3月分電気代、2・3月分水道代の負担金については、実際に通知を行う新年度の収入として処理を行うように見直しを行った。(出雲工業高等学校)</p> <p>収入事務は出納局での審査が行われないことを再認識し、会計規則など会計関係諸例規の理解を深めるため、出納局主催の研修や掲示板に掲載される「出納局だより」などを積極的に活用していくこととした。(横田高等学校)</p>
<p>④ 出納機関等の収納の処理が適当でないもの 書き損じの領収証書の本書を廃棄しているものが1件あった。</p> <p>(津和野高等学校)</p>	<p>証明書交付手順を改訂し、書き損じの場合の取り扱いについて記載を行った。</p>
<p>⑤ 出納機関等の収入の処理が適当でないもの 複写手数料として領収した現金について、収入調定が漏れているものがあった。</p> <p>領収年月日 令和3年9月14日 収入調定漏れ金額 70円 (図書館)</p>	<p>複写手数料として領収した現金の合計金額と、領収証等の合計金額の突き合わせをエクセルの集計表を使って行っていたが、集計表の計算式に誤りがあったため、集計表を適切なものに改めた上で、領収証等の合計金額との突き合わせを複数の職員が行うようにした。</p>

(2) 支出関係事務		
<p>① 支払の時期が遅延し、延滞金等が発生したものの ア 試料購入代金の支払が遅延し、遅延利息が発生していた。</p> <p>納付期限 令和2年7月21日 納付日 令和3年8月31日 対象金額 54,472円 遅延利息 1,500円 (原子力安全対策課)</p>	<p>年度当初に年間購入量を適切に見積もり、速やかに執行伺を作成のうえで契約を締結することで、手続きの漏れや支出未済の防止を図っている。また、このような手続きをとったうえで、係長、課長を含む複数の目で執行状況を必ず確認している。</p> <p>加えて、本事案をふまえ、課員各自が自己点検を実施したうえで、適切な会計事務に資することを目的とした課内研修を実施した。</p>	
<p>イ 国交付金に係る交付額の確定により生じた国庫返還金について、納期限後に支払ったため延滞金が発生していた。</p> <p>納期限 令和4年3月24日 納付日 令和4年4月28日 名 称 令和2年度国民健康保険調整交付金（保健事業分）交付額の確定に伴う返還金 返還金 45,000円 延滞金 472円 (健康推進課)</p>	<p>前年度まで紙（公印有）で送付されていた国交付金の交付額確定通知書等が、公印廃止されメールのみで送付され、確認が遅れたことにより発生したため、重要書類の通知方法（紙又はメール）の確認を徹底する。</p> <p>また、事業担当者のみではなく、予算担当者及び課長補佐など複数でチェックするよう体制を強化する。</p> <p>さらに、内部統制リスク評価シートに反映させ、再発防止に努める。</p>	
<p>ウ ネット回線サービスの月額利用料金について、支払期限後に支払ったため、延滞利息が発生していた。</p> <p>対象元金 24,134円 支払日 令和4年4月8日 延滞料金 152円 外1件 (教育指導課)</p>	<p>令和4年度からは総務事務処理特別会計での支払いに変更したうえで、担当スタッフ間の情報共有を徹底し、課員に対しても定期的に注意喚起を実施することとした。</p>	

<p>エ 設計業務委託料に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納付について、法定納期限後に支払ったために不納付加算税及び延滞税が発生していた。</p> <p>源泉所得税及び復興特別所得税 (令和3年4月分) 461,492円 法定納期限 令和3年5月10日 支払日 令和3年7月7日 不納付加算税 23,000円 延滞税 1,800円 (東部県民センター雲南事務所)</p>	<p>指摘のあった事項については、委託料の支払い担当者と国税納付担当者との間で連絡が十分行われていなかったこと、及び、歳入歳出外現金の残高が定期的に確認されていなかったために発生したものである。</p> <p>今後は、担当者間で委託料の支払情報を共有するとともに、委託料の支払時に引き去った国税の有無を、毎月定期的に歳入歳出外現金の残高により確認し、指摘のあった事項と同様の事例の発生を防止することとする。</p>
<p>オ 携帯電話通信料について、支払期限を過ぎて支払ったため、延滞利息が発生していた。</p> <p>利用料 1,939円 支払期限 令和3年8月2日 支払日 令和3年9月17日 延滞利息 34円 (雲南保健所)</p>	<p>定期的な支払について、支払遅延や支払漏れの防止を図るため、支払の進捗状況をチェックシートに記載して見える化を行い、複数の担当で確認を行っている。</p>
<p>② 補助金等交付事務が適当でないもの</p> <p>ア 流域下水道事業補助金（企業会計への繰出金）について、交付決定をしていなかった。</p> <p>交付申請日 令和3年3月29日 交付申請額 548,097,000円</p> <p>イ 流域下水道事業補助金（企業会計への繰出金）について、実績報告書が提出されていなかった。</p> <p>交付申請日 令和3年3月29日 交付申請額 548,097,000円 外1件 (下水道推進課（一般会計）)</p>	<p>一連の補助金事務を適正に行うため、作業フロー図、文書の草案、チェックリストを作成して業務手順を確認し、チェック体制を整えた。</p>
<p>(3) 財産関係事務</p>	
<p>道路占用料について、占有期間を誤り、又は減免をせずに、徴収していたため還付加算金が発生していた。</p> <p>過徴収額 140,530円 還付加算金 2,500円 外2件 (松江県土整備事務所)</p>	<p>道路占用許可の審査時に、申請書と一緒に占用料金表及び減免一覧表を添付すると共に複数の職員によるチェック体制を強化することとした。</p>

令和3年度会計財務監査結果報告書「意見」に係る処理方針等

意 見	処理方針・措置状況
<p>1 財務監査の結果に関する意見</p> <p>(1) 会計事務の適正化（各執行機関、出納局）</p> <p>今回の監査において指摘、指示事項とした事項の多くは、収入に関しては調定遅延や調定額の誤り、支出に関しては支出負担行為を整理する時期の遅延、契約書作成方法の不備、財産管理における行政財産使用許可台帳の不備などであった。</p> <p>かねてから指摘し、注意喚起してきた事項について、今回も多くの指摘をするに至ったことは、担当職員への周知や事務引継の徹底とともに、所属における事務の適正な執行を確保する取組みを一層進める必要があることを示している。</p> <p>については、各執行機関においては、令和2年度から運用を開始した内部統制制度を有効に活用し、会計事務の適正な執行に努められたい。</p> <p>また、令和3年度の決算において、国への補助金の請求行為が行われず、収納状況の確認もなされなかったことから、本来交付されるべき国庫補助金額が交付されなかったという事案があった。</p> <p>このような事態を避けるためにも、国費等の請求事務については、チェック体制をより強化するなどの対策を速やかに講じられたい。</p> <p>こうした中、職員への会計事務の習熟を図るため、所属独自で研修を企画、実施しているところや、出納局主催の会計事務研修を課内でオンラインで受講できるよう取り組んでいるところもあった。</p> <p>については、出納局にあっては、今後、会計事務の知識が広く職員へ浸透するよう、例えば、部局単位での研修機会の提供や研修動画の配信など検討され、引き続き、きめ細かい支援に取り組まれたい。</p>	<p>(知事部局)</p> <p>内部統制制度により、各所属においては、日常の業務（財務に関する事務）の遂行において、リスクの把握・評価・対応・モニタリングからなるPDCAサイクルを継続的に繰り返すことにより、リスク軽減に取り組んでいる。</p> <p>毎年度、同じサイクルで運用しながら、適時、運用方法やマニュアルの改善を行い、効果的な運用となるよう努めていく。</p> <p>また、国費等の請求事務においても、同様の事案が発生することを防止するため、内部統制制度におけるリスク評価シートに補助金の請求漏れに関する項目を追加し、リスクの可視化を図るとともに、請求漏れを防ぐための具体的なリスク対応策を示していく。</p> <p>出納局では、テレビ会議システムを利用した担当者の習熟度に応じた会計事務研修会（初任者、決裁者、実務者）の開催や、会計検査時の指導、ヘルプデスク等での相談対応により、担当者の会計事務処理能力の向上に取り組んでいる。</p> <p>また、部局等で開催される独自の研修会への講師派遣を行っている。</p> <p>今後、研修会のアンケート等を参考に、効果的な研修方法を検討し、会計事務担当者の会計事務処理の習熟度の向上に努めていく。</p>
	<p>(教育委員会)</p> <p>内部統制制度により、各所属においては、日常の業務（財務に関する事務）の遂行において、リスクの把握・評価・対応・モニタリングからなるPDCAサイクルを継続的に繰り返すことにより、リスク軽減に取り組んでいる。</p>

	<p>毎年度、同じサイクルで運用しながら、適時、運用方法やマニュアルの改善を行い、効果的な運用となるよう努めていく。</p> <p>また、国費等の請求事務においても、同様の事案が発生することを防止するため、内部統制制度におけるリスク評価シートに補助金の請求漏れに関する項目を追加し、リスクの可視化を図るとともに、請求漏れを防ぐための具体的なリスク対応策を示していく。</p> <p>(公安委員会)</p> <p>警察では、年3回の内部監査を実施しており、警察本部会計課員を中心に各所属（警察署を含む。）に赴き、財務書類の点検と、その結果に基づいた指導を行っている。その中で、収入の調定遅延や調定額の誤り、契約書作成方法の不備、旅費支給額の誤り等が判明しており、是正が可能なものは、速やかに措置を講じている。</p> <p>内部監査は、リスク対応策の不備を発見する良い機会でもあることから、監査結果に基づき、内部統制制度によるリスク評価シートの更新を行うなど、速やかな改善に努めている。</p> <p>国費の請求事務については、警察本部会計課が担当しており、これまで国への補助金の請求行為を失念するといった事案等は発生していないが、対象となる請求事務を組織で共有し、特定の職員に事務処理を任せることなく、手続の進捗状況は組織的に管理していく。</p>
--	---

<p>(2) 物品管理の適正化（各執行機関、出納局）</p> <p>物品管理の適正化については、これまでも幾度か意見を述べてきたが、依然として使用責任者記録簿の未出力や、廃棄、管理換え等の記載漏れなど、必要な処理が行われていない所属が多く見受けられた。</p> <p>これらは、物品会計に対する担当者の意識の低さや物品会計事務処理に対する知識の不足に加え、組織におけるチェックや支援体制の不備により生じていると考えられる。</p> <p>また、今回の監査において、抽出で物品の調査をしたところ、所在が不明である例も見受けられた。</p> <p>については、各執行機関においては、今まで以上に必要なチェックや支援の体制を整備するとともに、物品に関する諸帳簿の整備を行い、物品管理事務の適正な執行に努められたい。</p> <p>また、出納局にあつては、引き続き、会計事務研修や会計検査の機会を利用して会計事務担当者に対する制度の周知に努められたい。</p>	<p>（知事部局）</p> <p>物品管理の適正化について、各執行機関においては、担当者や決裁者に対し、会計事務研修の受講を推進し、物品会計事務の適切な知識の定着を図る。</p> <p>また、帳簿記載の物品の所在について定期的に所在の確認を行い、年度替わりの時期には、担当者間における確実な引継を徹底することで、物品管理事務の適正な執行に努める。</p> <p>出納局においては、物品管理の適正化について、会計事務初任者研修や職員ポータル掲示板により物品会計に対する担当者の意識を高めるとともに、制度周知を徹底するなど物品会計事務の適正化に引き続き努めていく。</p> <p>なお、使用責任者の備品等の管理責任については、令和3年4月に会計規則等の改正を行い、明確化したところであり、会計検査の機会を利用し所属への指導に一層努めていく。</p>
	<p>（教育委員会）</p> <p>物品管理の適正化について、各執行機関においては、担当者や決裁者に対し、会計事務研修の受講を推進し、物品会計事務の適切な知識の定着を図る。</p> <p>また、帳簿記載の物品の所在について定期的に所在の確認を行い、年度替わりの時期には、担当者間における確実な引継を徹底することで、物品管理事務の適正な執行に努める。</p>
	<p>（公安委員会）</p> <p>物品管理の適正を図るため、内部監査の機会等を利用し、物品管理についての教養や留意事項等の徹底を図っている。</p> <p>内部監査では、物品に関する帳簿等の点検を実施しているが、一部の所属で物品管理票の手入れの不備がみられたものの、全体として必要な処理がなされており、適切に整備されていた。</p>

	<p>物品の現物点検については、会計規則に規定する人事異動に伴う使用責任者等の引継ぎだけでなく、使用中の物品の損傷等の早期発見や亡失の未然防止、使用できない物品等の適切な処分に資することを目的として、毎年度に1回、全庁的に一斉点検を実施している。</p> <p>点検では、物品の所在確認にとどまらず、使用可否についても確認し、使用不可のものは廃棄・返納等を検討している。</p>
<p>2 組織及び運営の合理化に資するための意見</p> <p>(1) 内部統制制度の運用（人事課）</p> <p>令和2年度から「財務に関する事務」を対象に、知事部局、企業局、教育委員会及び警察本部において内部統制制度の運用が始まった。</p> <p>運用開始2年目となり、多くの所属では、課内会議等で制度の意義の浸透とリスク評価シートの情報共有による注意喚起を図っている。</p> <p>今後においても所属において、財務事務のリスクを把握し、誤謬を減らすためには、内部統制リスク評価シートを有効活用し、事務改善につなげていく取組が求められる。</p> <p>については、内部統制制度を進めるに当たり、各所属で見本となる取組事例があれば、全庁で共有するなど、さらに効果的な運用となるよう取り組まれない。</p>	<p>内部統制制度について、会計事務研修など様々な機会を捉え制度の説明を実施し、職員の理解を高めるよう取り組んでいる。</p> <p>また、所属にヒアリングを行い、見本となる取組事例について自己点検依頼の際に共有するなど、全庁で効果的な運用となるよう取り組んでいる。</p> <p>引き続き、制度の浸透及び効果的な運用となるよう、各所属と連携、情報共有しながら取り組んでいく。</p>
<p>(2) 個人情報管理の徹底（各執行機関）</p> <p>県が保有する個人情報については、島根県個人情報保護条例等（以下「条例等」という。）に基づき管理等が行われており、その情報セキュリティ対策に当たっては、島根県情報セキュリティポリシー等（以下「ポリシー等」という。）に基づき運用等がなされている。</p> <p>こうした中、令和4年8月に島根県立中央病院において、患者情報24,563人分と端末を利用する職員情報6,180人分が保存されている電子カルテ用端末1台の所在が不明となっている事案が公表された。</p>	<p>（知事部局）</p> <p>個人情報の管理や情報セキュリティ対策については、各執行機関において、個人情報保護法（島根県個人情報保護条例は令和4年度末で廃止）や島根県情報セキュリティポリシー等に基づき、個人情報等の適切な取り扱いを行うよう、研修及び周知・啓発を行い、引き続き職員の個人情報の管理やセキュリティ意識を高めるように努めるとともに、定期的に行っている自己点検において個人情報やセキュリティ対策に不備がないか再度確認し、不備があった場合は、適正な取扱い</p>

<p>これは、組織として個人情報を適正に管理する認識・管理体制が不足していたと言わざるを得ない事案である。</p> <p>もとより病院局だけではなく、各執行機関では、島根県が保有する個人情報を条例等に基づき厳格に管理しなければならず、情報セキュリティ対策に当たっては、ポリシー等に基づき適切に措置しなければならない。</p> <p>ついでには、各執行機関においては、個人情報の管理に当たって、改めてその重要性和外部に漏えいした場合の影響の重大性を十分に認識し、条例等及びポリシー等を遵守し、個人情報管理の徹底に万全を期されたい。</p>	<p>いを行うように対応していく。</p>
	<p>(教育委員会)</p> <p>個人情報の管理や情報セキュリティ対策については、各執行機関において、個人情報保護法（島根県個人情報保護条例は令和4年度末で廃止）や島根県情報セキュリティポリシー等に基づき、個人情報等の適切な取り扱いを行うよう、研修及び周知・啓発を行い、引き続き職員の個人情報の管理やセキュリティ意識を高めるように努めるとともに、定期的に行っている自己点検において個人情報やセキュリティ対策に不備がないか再度確認し、不備があった場合は、適正な取り扱いを行うように対応していく。</p>
	<p>(公安委員会)</p> <p>島根県警察における個人情報の管理及び情報セキュリティ対策は、警察本部長が制定した「島根県警察における個人情報等の管理に関する訓令」、「島根県警察における情報セキュリティに関する訓令」等に基づき運用している。</p> <p>警察が保有する個人情報は、個人の生命、身体、財産に関するものに加え、人権にかかわるものも多数あることから、特に漏えいリスクの高い電子情報について、警察署を含む全ての所属を対象とした情報セキュリティ監査を実施している。</p> <p>また、県警察では、毎月1日を「情報セキュリティの日」と定め、所属長や各所属の情報セキュリティ推進員等により、朝礼等の機会を捉えて、口頭による注意喚起や資料を発送し、教養等を実施するとともに、点検の失念や形骸化を防止している。</p>

<p>(3) コロナ禍における事業の執行（各執行機関）</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大を受け、県では、従来の業務に加え、国の経済対策などを活用して、感染症対策を始め、県内経済や社会活動を回復させるための新たな事業への対応が必要となっている。</p> <p>感染予防、拡大防止の観点から、施設の休館や利用範囲の縮小を余儀なくされているほか、各種会議やイベント、研修、相談会などで事業の中止、縮小等の影響が発生している。</p> <p>感染が長期化する中、事業の執行については、会議やイベント、研修、相談会などは対面型から書面会議への変更や、テレビ会議システムの活用やオンラインによるWeb説明会に切り替えることで、コロナ禍においても可能な範囲で工夫して実施されていた。</p> <p>については、コロナ禍における事業の執行に当たっては、これまでの前例にとらわれることなく、引き続き、創意工夫して、その効果的、効率的な執行に努められたい。</p>	<p>(知事部局)</p> <p>各執行機関において、新型コロナウイルス感染症への対応を行いながら事業を執行するため、会議やイベントにおけるテレビ会議システムや動画配信の活用など執行方法を工夫している。</p> <p>一方、より効果的な事業とするため、感染症対策を講じた上で、対面型の事業も行っている。</p> <p>引き続き、コロナ禍における効果的、効率的な業務を執行するとともに、収束後においても、本来業務の改善の取組として、オンライン等を活用するなど効果的な業務改善に取り組んでいく。</p>
	<p>(教育委員会)</p> <p>各執行機関において、新型コロナウイルス感染症への対応を行いながら事業を執行するため、会議やイベントにおけるテレビ会議システムや動画配信の活用など執行方法を工夫している。</p> <p>一方、より効果的な事業とするため、感染症対策を講じた上で、対面型の事業も行っている。</p> <p>引き続き、コロナ禍における効果的、効率的な業務を執行するとともに、収束後においても、本来業務の改善の取組として、オンライン等を活用するなど効果的な業務改善に取り組んでいく。</p>
	<p>(公安委員会)</p> <p>令和4年度は7月から9月までにかけて新型コロナウイルス感染第7波が到来した中、職員の感染防止対策に万全を期し、業務を中断することなく、治安を維持していくことが重要であったことから、令和4年11月、県警察として4回目の職域接種を実施した。また、従来実施してきた執務室の飛沫感染防止のためのアクリル板パーテーションの設置、職員</p>

	<p>のマスク着用を現在に至るまで継続している。</p> <p>これまで、感染防止対策のために中止、休止、延期及び縮小等を余儀なくされた各種警察活動や各種行事は、現時点においてコロナ禍前の状況に戻りつつある。一方で、勤務公署からの移動を伴わずに参加できる効率性等も考慮し、引き続きオンラインによる開催を選択するなど、今後も固定観念にとらわれることなく、工夫を凝らして事業を執行していくこととしている。</p>
--	--

島根県監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した令和4年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、島根県知事から通知があったので、同条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和5年10月31日

島根県監査委員	高 橋 雅 彦
同	田 中 明 美
同	山 口 和 志
同	三 島 明

令和4年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の内容

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>I 総括</p> <p>1 改善等を要する事項</p> <p>(1) 指摘事項</p> <p>① 指定管理施設の利用料金の設定が適当でないもの</p> <p>島根県芸術文化センター（グラントワ）の利用料金の設定にあたり、料金の算出処理に誤りがあり、条例で定める範囲を超えた料金設定を行っているものがあった。</p> <p>② 指定管理施設の利用料金の設定に係る承認手続きが適当でないもの</p> <p>島根県芸術文化センターの利用料金の設定にあたり、団体から提出された利用料金の確認が不十分であり、条例で定める範囲を超えて設定された料金設定を承認していた。</p>	<p>① 指定管理施設の利用料金の設定が適当でないもの</p> <p>（（公財）しまね文化振興財団）</p> <p>県の承認を受け、遡って利用料金を改正した。また、過徴収の対象及び金額を特定の上、返金事務手続きを進めている。</p> <p>今後、料金の改定時には、改定料金が条例に合致しているか、計算が合っているかなど、チェックリストを作成し、複数の担当者でチェックを行う。</p> <p>また、県と日頃から連絡・調整等を密にし細心の注意を払って運営に取り組むよう努める。</p> <p>② 指定管理施設の利用料金の設定に係る承認手続きが適当でないもの</p> <p>（文化国際課）</p> <p>財団からの協議を受け、遡って利用料金の改正を承認した。</p> <p>今後、料金の改定時には、改定料金が条例に合致しているか、計算が合っているかなど、チェックリストを作成し、複数の担当者でチェックを行う。</p> <p>また、指定管理者と日頃から連絡・調整等を密にし、施設の運営、事業の実施状況や課題等を把握するよう努める。</p>
<p>2 意見</p> <p>(1) 指定管理者制度導入施設</p> <p>ア 施設・設備等の老朽化への対応</p> <p>今回監査を行った指定管理者制度導入施設の中には、開館から長年が経過し、施設・設備の大規模修繕や更新等が必要な時期となっているものがあった。</p>	<p>(1) 指定管理者制度導入施設</p> <p>ア 施設・設備等の老朽化への対応</p> <p>（該当所管課、人事課、財政課、管財課）</p> <p>大規模修繕等については、施設の運営に影響を与えることから、事前に指定管理者や施設所管課と協議し、実施時期や工事の内容、</p>

現在、県が所有する施設については、定期点検や劣化度調査の結果に基づき施設ごとに作成された「第2次維持保全計画（令和2～6年度）」に沿って計画的に修繕工事等が行われることになっているが、指定管理者からは、「貸館やイベント開催など数年先の計画を立てて事業運営する必要がある、修繕工事等の内容や時期によってはその運営に影響を与える可能性があることから、工事の規模や期間等を早期に示してほしい」との意見が聞かれた。

については、指定管理者制度導入施設の大規模修繕等に当たっては、引き続き指定管理者と十分な協議・調整を行うとともに、工事の内容等が施設運営に与える影響を考慮し、令和7年度以降の修繕工事等についても早期に見通しを示すなど、十分に配慮されたい。

イ 著しい物価変動への対応

指定管理業務に関するリスク分担については、基本協定書の「リスク分担表」で定められており、物価変動に伴う経費の増については、指定管理者が負担することとされている。

今回監査を行った施設の指定管理者からは、「昨今の急激なエネルギー価格の高騰や最低賃金の大幅な引き上げなどは許容できる範囲を超えており、このままでは利用者サービスの低下や安定的な施設運営が困難になることが懸念される」との意見が聞かれた。

エネルギー価格の高騰については、その影響額を調査し、光熱費の高騰分を指定管理料に反映させるといった対応がとられるようであるが、最低賃金の大幅な引き上げによる人件費や委託経費の増加など、社会情勢の変化による物価変動が施設運営に与える影響は引き続き懸念される場所である。

については、著しい物価変動により施設運営に支障が生じないよう、指定管理者との十分な協議を行い、適切に対応されたい。

方法について調整を行った上で実施してきたところである。

また、指定管理料の増減が必要な場合は、調整を行っている。

今後行う修繕工事等についても、工事の内容等が施設運営に与える影響を考慮し、早期に指定管理者や施設所管課と協議を行う。

イ 著しい物価変動への対応

（該当所管課、人事課、財政課）

原油価格・物価高騰による光熱費の上昇を、基本協定書に定める不可抗力の発生として取り扱うこととし、令和4年度の指定管理料の調整を行ったところ。

引き続き、著しい物価変動により施設の運営に支障が生じることのないよう、所管課の意見も聞きながら把握に努め、適切な制度運用に活かしていく。

(2) 観光情報の発信と公の施設の利活用

新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中において、島根県観光連盟や石見観光振興協議会では、WEBメディアを活用した情報発信の強化や教育旅行等新たな市場の開拓など、コロナ禍を機に変化した観光に対応するための取組が行われていた。

また、公の施設においては、利用者が安心して施設を利用できるよう、コロナの感染予防対策に取り組んでいたほか、施設改修や新たな企画展の開催等により魅力を向上させ、落ち込んだ需要の回復・拡大を図る努力を続けていた。

こうした各団体の努力や、行政が実施する観光需要喚起策等もあり、令和4年度においては、一定程度、需要の回復が見られる一方で、移動制限の解除を受け、令和3年度に多くあった県内の学校の修学旅行先としての需要は減ってきているという意見も聞かれた。

県民にとって、県内のこれまで行ったことのない地域や施設を訪れたことは、各地域の魅力を再認識する良い機会となっていたことから、高まった県内旅行の流れを継続させることも重要である。

そのためには、対象とする年齢層などターゲットに応じた情報発信を行うとともに、県内など比較的近い地域から繰り返し訪れるような仕掛けづくりや、遠足や総合学習等子どもたちの学びの場としての活用も求められる。

については、(公社)島根県観光連盟、石見観光振興協議会及び該当所管課においては、出雲・石見・隠岐間の旅行や交流を促すような取組を念頭に、効果的な情報発信に取り組まれない。

また、指定管理者及び該当所管課においては、各施設の特徴を活かし多くの県民が繰り返し訪れたいと思えるような施設となるよう、引き続き取り組まれない。

(2) 観光情報の発信と公の施設の利活用

((公社) 島根県観光連盟、石見観光振興協議会、観光振興課)

各地域の観光的な魅力については、県政広報等を活用し、引き続き県民に向け情報発信していく。

また、県内各地域の修学旅行先としての魅力を紹介する教育旅行素材集を、県外だけでなく県内の学校へも配布するとともに、助成制度について、令和5年度より、県内の学校が県内で修学旅行を実施する場合も助成対象とした。

また、平成27年度から実施している石見周遊スタンプラリー「いわみくるり」は県内在住者の利用率も高く、県東部から西部への流入にも一定の成果を上げているため、引き続き「いわみくるり」を通じた情報発信を行っていく。

((公財) しまね海洋館、しまね暮らし推進課)

引き続き、テレビCMや地元情報紙などによる広報のほか、即時性の高いSNSやVRを活用したwebコンテンツなどによる情報発信に取り組む。

また、展示・パフォーマンス等の内容進化を図るとともに、年間を通じた季節ごとのテーマ型イベントなどを実施し、年間パスポートによるリピート客の拡大や学校教育を含めた県内地域及び近県からの利用促進につなげていくほか、地元事業者等と連携したアクアスマルシェでの来館者へ地域産品やグルメを紹介する機会の提供、JRと連携した子育て世代向け体験ツアーの実施、周辺自治体等と連携したシニア層向け健康コンテンツの企画・開発を行うなど、様々な年代が楽しむことのできる新たな魅力の創出に向けた取組を行っていく。

((公財) しまね文化振興財団、文化国際課、文化財課)

<交流を促す取組>

島根県民会館及び島根県芸術文化センター「グラントワ」では、県内の伝統芸能を紹介する「しまね伝統芸能祭」や、公立文化施設と連携し「益田糸操り人形」「石見神楽」といった石見地域の伝統芸能を県東部や隠岐で公演したり、「安来節」等の県東部の伝統芸能を県西部で公演するなど、県民が自分の住んでいる地域外の文化に触れる機会を設けており、今後も企画していく。

<情報発信>

しまねバーチャルミュージアムやしまねキャッチナビといったWEBサイトを通して地域の文化情報を発信している。

<各施設の特徴を活かした取り組み>

54年の歴史を持つ島根県民会館では、県民文化活動の拠点として幅広い県民が参加できる事業に引き続き取り組む。

芸術文化センターでは、美術館と劇場の複合施設という特性を生かした事業を展開するほか、石見地域の伝統芸能や文化活動の発信に引き続き努める。

八雲立つ風土記の丘は、展示学習館をセンターとし、古代出雲を代表する周辺史跡を訪れてもらう取組を引き続き進めるほか、歴史学習に活かすことのできる体験プログラムも提供する。

((公財) しまね自然と環境財団、自然環境課)

令和元年以降、三瓶自然館では常設展示のリニューアルやビジュアルドームの鑑賞環境向上を実施するとともに、三瓶小豆原埋没林公園では展示・ガイダンス機能の充実を図るなど施設の魅力・利用向上に資する整備を行っており、引き続きこれらを十分に活かした取組を行っていく。

<p>Ⅱ 個別</p> <p>1 一畑電車沿線地域対策協議会 (所管課：交通対策課)</p> <p>(1) 団体</p> <p>【意見】</p> <p>① 一畑電車への支援</p> <p>一畑電車沿線地域対策協議会は、平成18年度以降、インフラ所有権を移転しない上下分離方式に基づき施設整備の支援を行ってきた。</p> <p>また、平成23年度からは「一畑電車支援計画（平成23～令和2年度）」に基づき、新型車両の導入など鉄道施設（線路・電路・車両）の整備に係る支援や、定期券の購入助成など利用促進に対する支援等を行ってきた。</p> <p>令和3年度からは、これまでの取組の検証結果等を踏まえ、支援対象を長期サイクルでの大規模投資を要するものに特化した「一畑電車支援計画（令和3～7年度）」を策定し、支援を継続しているところである。</p> <p>一畑電車の年間利用者は、これまでの取組や一畑電車（株）の利用促進に係る取組などにより、令和元年度は約145万人を記録したが、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、観光等での利用者を中心に減少がみられる。</p> <p>については、令和3年度からの支援計画に基づき、一畑電車に対し引き続き計画的な支援を行い、安全性や利便性の向上、乗り心地や輸送効率の改善等を図るとともに、一畑電車（株）や沿線自治体等とより一層の連携を図りながら、効果的な事業の実施に努められたい。</p>	<p>① 一畑電車への支援</p> <p>一畑電車沿線地域対策協議会では、「一畑電車支援計画」に基づき支援を行っているが、今後、予定している新型車両の導入について、昨今の物価高騰の影響により部材価格も高騰し、調達納期も長期化の見通しであることから、協議会を構成する県、松江市及び出雲市と、一畑電車(株)で協議し、令和5年1月に支援額の増額と車両導入時期を延長する計画変更を行ったところである。</p> <p>これからも、地域の公共交通確保のため、沿線自治体や一畑電車(株)と一層の連携を図りながら、引き続き計画的に、効果的な事業となるよう取組を推進していく。</p>
<p>2 (公財)しまね文化振興財団 (所管課：文化国際課、文化財課)</p> <p>(1) 団体</p> <p>【改善等を要する事項】</p> <p>① 指定管理施設の利用料金の設定が適当でないもの</p>	<p>① 指定管理施設の利用料金の設定が適当でないもの</p>

島根県芸術文化センターの利用料金の設定にあたり、料金の算出処理に誤りがあり、条例で定める範囲を超えた料金設定を行っているものがあった。

【意見】

① 利用料金の適切な設定

今後は団体が管理する指定管理施設の利用料金の設定を適切に行われたい。

② 石見地域における文化芸術振興

島根県芸術文化センターは、平成17年10月の開館以来、美術や音楽、演劇など質の高い文化芸術の鑑賞機会を提供してきたが、令和3年11月から耐震改修工事のため大ホールと小ホールが休館となっている。

団体では、ホール休館期間が地域の文化的空白期間とならないよう、この機会に石見地域の市町ホールや学校等と連携し、当該市町で公演を開催するなど、地域における鑑賞機会の創出に取り組んでいる。

については、こうした取組を通して把握した地域のニーズや、関係機関等とのネットワークを活かし、令和5年5月予定の再開館後も石見地域の文化芸術拠点として、引き続き文化芸術の振興に努められたい。

(2) 所管課（文化国際課）

【改善等を要する事項】

① 指定管理施設の利用料金の設定に係る承認手続きが適当でないもの

島根県芸術文化センターの利用料金の設定にあたり、団体から提出された利用料金の確認が不十分であり、条例で定める範囲を超えて設定された利用料金を承認していた。

【意見】

① 利用料金の設定に係る適切な承認手続き

今後は指定管理施設の利用料金の承認手続きを適切に行われたい。

[I 総括の1改善等を要する事項に記載のとおり]

① 利用料金の適切な設定

[I 総括の1改善等を要する事項に記載のとおり]

② 石見地域における文化芸術振興

再開館後は、鑑賞事業を中心としたホール事業を積極的に展開し、改めて文化拠点であるグラントワの魅力の発信と、石見地域の文化芸術体験機会の拡充に取り組む。

また、休館中に取り組んだ地域連携事業を通して把握したニーズや当事業で深めた各地の文化施設や行政・教育機関、民間団体との繋がりを活かし、石見地域の文化芸術拠点として、引き続き文化芸術の振興に努める。

① 指定管理施設の利用料金の設定に係る承認手続きが適当でないもの

[I 総括の1改善等を要する事項に記載のとおり]

① 利用料金の設定に係る適切な承認手続き

[I 総括の1改善等を要する事項に記載のとおり]

<p>3 (公財) 島根県障害者スポーツ協会 (所管課：スポーツ振興課)</p> <p>(1) 団体</p> <p>【意見】</p> <p>① 島根かみあり全スポの開催に向けた機運醸成と諸準備</p> <p>島根県障害者スポーツ協会は、障がい者スポーツの普及・振興を図る県内の中核的な団体である。</p> <p>現在、令和12年に本県で開催される第29回全国障害者スポーツ大会（愛称：島根かみあり全スポ）を見据えて、県障がい者スポーツ大会の開催、障がい者スポーツ指導員の養成、強化選手の育成などに取り組んでいるが、団体からは、参加選手や指導者の確保が十分ではない状況と聞いている。</p> <p>については、島根かみあり全スポの開催を契機として、障がい者スポーツ普及の機運醸成を図るとともに、関係機関、諸団体、県関係課などとも十分な協議・調整の上、選手、指導者等の養成をはじめとした諸準備に努められたい。</p> <p>(2) 所管課</p> <p>【意見】</p> <p>① 島根かみあり全スポの開催に向けた諸準備</p> <p>島根かみあり全スポの開催を契機として、県民が障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の推進に寄与し、もって誰でも等しく生活できる共生社会の実現が期待されている。</p> <p>については、団体に対する意見で述べたように、着実に準備作業を行う必要があり、県健康福祉部や県教育委員会などとも連携を密にして、島根かみあり全スポの開催に向け諸準備に努められたい。</p>	<p>① 島根かみあり全スポの開催に向けた機運醸成と諸準備</p> <p>機運醸成に向けた取組として、本会が実施する事業に係る印刷物等に、島根かみあり国スポ・全スポのロゴマークを利用し、大会の周知を行った。また、今後はホームページへの掲載も行うこととしている。</p> <p>また、障がいのある方が身近な地域で自主的、主体的にスポーツができるよう、スポーツの場の提供や、日常的にスポーツを行うための用具等の整備を通じて、機運の醸成や選手の確保、養成に取り組む。</p> <p>指導者の養成については、本会が実施するパラスポーツ指導員養成研修会等の拡充に取り組む。</p> <p>島根かみあり全スポに向けては、選手の発掘、育成及び指導員養成等について、計画的に実施していく必要があり、関係機関等と連携強化を進めるとともに、本会の体制強化も含め県関係課と協議していく。</p> <p>① 島根かみあり全スポの開催に向けた諸準備</p> <p>障がい者団体、競技団体、県庁関係課等を構成員とする専門委員会を令和5年度に立ち上げ、選手・役員の確保対策や競技会場の選定など、具体的な検討を進めていく。</p>
<p>4 島根県歯科技術専門学校 (所管課：医療政策課)</p> <p>(1) 団体</p> <p>【意見】</p>	

① 歯科衛生士の人材確保

県内では、高齢化の進展に伴い、施設や在宅での口腔ケアの需要が高まっている。

一方、歯科診療所では、特に県西部や隠岐地区等において歯科衛生士が不足している。

このような状況に対応するため、本校においては、「県内指定地区出身在学生支援制度」による学生への授業料助成や、勤務歯科衛生士や専門学校教員が高等学校で講話を行う歯科衛生士職業紹介事業を実施するなど、入学者の確保に努めてきた。

さらに、本校も参画する島根県歯科衛生士人材確保協議会においては、歯科衛生士をめぐる就業状況等を踏まえ、離職防止や復職支援に取り組んでいるところである。

については、高まる需要に対応するために、設置者たる（一社）島根県歯科医師会とともに、関係機関等との一層の連携を図り、歯科衛生士の人材確保に努められたい。

(2) 所管課

【意見】

① 歯科衛生士の人材確保に向けた取組に対する支援

高齢化の進展に伴い、歯科衛生士に対する需要が高まっている。

こうした中、本校は高校訪問や歯科衛生士職業紹介事業の実施などにより入学生の定員確保や歯科衛生士の養成に一定の成果を上げている。

一方、本校からは、人材確保に向けて、歯科衛生士の役割の理解や必要性に対する県民の認知度をさらに高める必要があるという意見も聞かれたところである。

については、島根県も参画する島根県歯科衛生士人材確保協議会において、歯科衛生士の認知度向上を図るとともに、離職防止や復職支援などの取組を一層充実させ、必要な人材確保への支援に努められたい。

① 歯科衛生士の人材確保

引き続き「県内指定地区出身在学生支援制度」、歯科衛生士職業紹介事業を地区歯科医師会とも連携して実施し、歯科衛生士が不足している地域からの入学生確保に努めていく。

また、以前より卒後1～3年の者へ就業状況や労働環境についてアンケート調査を実施している。調査結果をもとにより良い労働環境で勤務できるよう（一社）島根県歯科医師会と連携し、新卒者や現在歯科衛生士資格を持っている者が歯科衛生士業務を続けていけるよう島根県歯科医師会会員へ離職防止や復職支援について情報提供等を行っていく。

① 歯科衛生士の人材確保に向けた取組に対する支援

県も参画する「島根県歯科衛生士人材確保協議会」において、認知度の向上、離職防止、復職支援の具体的な対策について検討するなど、人材確保に向けた対策に引き続き同校と連携して取り組む。

5 (一社) しまね縁結びサポートセンター
(所管課：子ども・子育て支援課)

(1) 団体

【意見】

① 関係団体等との更なる連携

しまね縁結びサポートセンターは、結婚を望む独身者の出会いや結婚の支援を行うことを目的として、縁結びボランティア「はぴこ」による相談・出会いの場（お見合い）の提供や、市町村や企業等と連携した結婚支援、有料会員制コンピューターマッチングシステム「しまこ」の運用などの事業を展開しており、センター設立から令和3年度末までの成婚数の累計は424組となった。

しかしながら、令和3年度末の「はぴこ」の相談登録者数1,257名のうち町村の登録者は123名で全体の約10%、「しまこ」の登録者数603名のうち町村の登録者は39名で全体の約6%と極めて少ない状況となっている。

こうした中、センターでは、「しまこ」に自宅閲覧等の機能を追加し利便性の向上を図るなど、センターへの来所が難しい中山間離島地域の登録者増に向けた取組を行ったところである。

独身者の結婚の希望をかなえるためには、センターだけではなく、行政や企業などが一体となって啓発や出会いの場の創出等の幅広い取組を進めることが効果的である。

については、県や市町村のほか、センターの正会員、しまね縁結びサポート企業、及びしまね縁結び応援団等とこれまで以上に連携を密にして、効果的な事業実施に取り組まれたい。

(2) 所管課

【意見】

① しまね縁結びサポートセンターの運営支援

団体意見で述べたように、独身者の結婚の希望をかなえるためには、センターだけではなく、行政や企業などが一体となって啓発や

① 関係団体等との更なる連携

当団体は、平成28年度の一般社団法人設立の際、「晩婚化、未婚化は社会全体の課題と認識し、行政だけでは解決できない課題に官民一体となって取り組む」ことを趣旨として設立している。

これまでも、センターの正会員で構成される社員総会等において、「はぴこ」活動支援や「しまこ」運用に係る効果的な広報等についての意見をいただき、こうした意見を事業に反映しながら取り組んでいるところである。

また、県内全域におけるセンター利用者の増加は、結婚を希望する独身の方の希望が叶う環境づくりとして有効であり、「はぴこ」や「しまこ」の広報について、各会員、理事団体の強みを活かした取組もお願いしているところである。

加えて、令和5年度から島根県で開始された「結婚支援コンシェルジュ事業」において、しまね縁結びサポート企業との連携を密にし、企業の従業員の方へイベント等の情報提供を行い、「はぴこ」や「しまこ」登録につながるよう、取り組んでいるところである。

今後も関係団体と連携を密にすることで、センターの効果的な事業実施へと繋げ、独身の方の結婚の希望を叶えられるよう取り組んでいく。

① しまね縁結びサポートセンターの運営支援

毎月の定例会等により、県とセンターの情報共有を行い、センター事業が安定的・効果的に実施できるよう、連携を図っていく。

<p>出会いの場の創出等の幅広い取組を進めることが肝要である。</p> <p>については、センターが効果的な事業実施や調整機能が発揮できるよう、今後とも運営状況等を的確に把握し、必要な支援を行われたい。</p>	
<p>6 (公財) しまね農業振興公社 (所管課：農業経営課、農地整備課)</p> <p>(1) 団体</p> <p>【意見】</p> <p>① 農地中間管理事業への適切な対応</p> <p>都道府県ごとに農地中間管理機構を設置し、小規模な農地や分散している農地を集めて、意欲ある農業者（農家や法人）に貸し出す仲介役を担わせる制度として、平成26年度に創設された農地中間管理事業については、しまね農業振興公社が「農地中間管理機構」として島根県から指定を受けて事業を実施している。</p> <p>本事業によって公社管理農地は、平成28年度末の2,196.7haから令和3年度末の6,870.0haへと年々増加しており、これらの管理に係る事務は今後とも増加していくことが見込まれる。</p> <p>については、引き続き体制整備や外部委託等、円滑な業務の実施に向けた検討を行い、適切な対応に努められたい。</p>	<p>① 農地中間管理事業への適切な対応</p> <p>農地中間管理事業の推進については、平成27年度以降、現地相談員を中心に、市町村、農業委員会、市町村公社、JAと連携を図りながら進めてきた。</p> <p>現地相談については、平成29年度は県内10地区10名配置、平成30年度、松江・隠岐地区を分け、各々1名体制（計11名）とし、県内全ての市町村を網羅している。令和5年度の法改正に伴い、市町村が「地域計画及び目標地図」を作成するにあたっての協議の場においては、当該相談員が積極的に参画し、農業委員、最適化推進委員との情報共有を深め、地域の担い手の確保及び農用地の利用集積・集約化の実現に向けて積極的に事業推進を図っていくこととしている。</p> <p>事務委託については、現在、市町村、市町村農業公社、島根県土地改良事業団体連合会等へ委託して実施しており、引き続き同団体等と連携し事務委託を行うこと、更には、令和6年度を目標に、形式的な事務手続き及び人・農地にかかる台帳の管理業務については外部委託を行うための事務内容の整理を現委託先と協議し、進めることとしている。</p> <p>また、円滑な業務の実施に向け、事業担当者による社内ミーティング及び研修会を適宜行い、職員のモチベーションの向上を図るとともに、円滑な業務の改善検討を話し合い、適切な業務実施に取り組んでいくこととしている。</p>

② 中海干拓農地の未利用地の解消、経費の縮減等

中海干拓農地の売渡し等に当たっては、農地価格を据え置くとともに、売渡支援制度や長期貸付制度のPR等、新規就農希望者や農外企業等に対する働きかけを進めてきた。

こうした取組により、公社取得面積276.7haのうち、令和3年度末の売渡済面積は234.9ha（84.9%）、長期貸付面積は36.9ha（13.3%）となり、未利用地（公社管理農地）の解消も図られつつある。

については、貸付契約の更新時に取得を促すなど、引き続き関係機関と連携し干拓農地の売渡しに努められたい。

また、売渡しが困難な場合においても、引き続き貸付等を進めることにより未利用地の解消を図るとともに、農地の維持管理費や利用促進に係る経費の縮減方策についても検討されたい。

(2) 所管課（農業経営課）

【意見】

① 農地中間管理事業への適切な対応

公社に対する意見で述べたように、農地中間管理事業の円滑な実施について、公社との連携を密にして適切な対応に努められたい。

(3) 所管課（農地整備課）

【意見】

① 中海干拓農地の未利用地の解消、経費の縮減等

公社に対する意見で述べたように、売渡し、貸付等による未利用地の解消、維持管理等に係る経費の縮減について、公社との連携を密にして適切な対応に努められたい。

② 中海干拓農地の未利用地の解消、経費の縮減等

令和5年4月時点で未利用農地5.1ha（揖屋1.6ha、安来3.5ha）のうち、3.5ha（揖屋0.5ha、安来3.0ha）については、令和5年中の長期貸付契約締結に向けて、交渉中である。

残る1.6haについても、引き続き、関係機関（県、市、農業委員会、JA）と情報交換を行い、条件不利でも営農可能な施設園芸に関心のある担い手への農地の斡旋等、未利用地の解消に努めるとともに、貸付更新時には、農地の購入を促していく。

また、営農資材のコスト縮減による維持管理費の縮減にも引き続き取り組む。

① 農地中間管理事業への適切な対応

令和5年度からの国の制度改正施行により、中間管理事業の案件増加が予想されるため、推進員等の増員（R5年度当初：事務員1名増）により体制を強化し、農地中間管理事業の更なる円滑化を継続検討している。

また、国の制度改正に伴い、新たな制度についての市町村等への説明を、県・公社・農業会議と連携して実施した。

① 中海干拓農地の未利用地の解消、経費の縮減等

引き続き、農業振興公社と連携し、意欲ある担い手への農地の斡旋等による未利用地の解消及び営農資材のコスト縮減等による維持管理経費の削減に取り組む。

島根県監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、島根県知事から令和4年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和5年10月31日

島根県監査委員	高 橋 雅 彦
同	田 中 明 美
同	山 口 和 志
同	三 島 明

令和4年度 包括外部監査結果報告書における指摘・意見について

- 1 包括外部監査の特定事件
島根県の住宅施策に関する事務事業について
- 2 包括外部監査の結果に基づく措置等
次のとおり

令和4年度包括外部監査結果の報告に基づき講じた措置の内容

テーマ 島根県の住宅施策に関する事務事業について

指摘事項・意見	処理方針・措置状況
<p>I. 総論</p> <p>【意見】</p> <p>補助金の目的の達成度を測る（効果測定）ための尺度・基準として適切なものを設定すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助金の効果測定のための尺度・基準として適切なものを設定するためにはまずもって補助金の目的が「公益上必要」であることが具体的かつ明確になっていなければならない。 <p>そもそも、地方自治法第232条の2は、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と定め、「公益上必要」な場合にのみ普通地方公共団体が補助金を交付できることを定めている。そのため、補助金の目的は「公益上必要」であることが明記されなければならないが、これが明記されない場合、当該補助金は交付すべきものだったのかあるいは交付により効果を上げたのか否かを抽象的にしか把握することができない。よって、補助金の目的が「公益上必要」であることが具体的かつ明確になっていることが重要である。 補助金の効果測定のための尺度・基準や目標値は当該補助金の「目的」と関連性のあるものとしなければならない。 <p>上記のように「公益上必要」であることを目的に明示していたとしても、その目的に関連性のない尺度・基準を用いては補助金の効果を適切に測ることはできないのは当然のことである。</p> <p>また、複数の補助金に共通する尺度・基準や目標値が設定（共通利用）されている場合、「そのうち当該補助金によるもの」という形で常に当該補助金との関連性を意識しておかなければならない。そうでなければ、実績（目標値の達成）が当該補助金によるものか他の補助金によるものか判然としないことになる。 本来、反対給付のない補助金を交付する以上、すべての補助金について効果測定を行うべきである。しかし、実際には補助金の効果測定の尺度・基準や目標値を設定することが困難な場合もあり、その場合には尺度・基準や目標値を定 </p></p>	<p>(建築住宅課)</p> <p>補助事業については、「公益上必要」な目的に関連した成果指標を設定し、指標に基づいた効果測定及び達成状況の把握を実施するとともに、達成状況等を基に事業の有効性・効率性について検証を行うよう課内での周知を図った。</p>

<p>めることができなくてもやむをえない。ただし、そのような効果測定のための尺度・基準や目標値を設定しない補助金は効果不明の補助金となるおそれがあるということを自覚し常にその必要性に目を光らせておく必要がある。尺度・基準や目標値がないのをよいことに効果不明の補助金を漫然と存続させることがあってはならない。</p>	
<p>【意見】</p> <p>委託契約の契約方法を随意契約とする場合、その随意契約理由を明確にするとともに、真に随意契約によらなければならないのかを検討すべきである。</p> <p>「随意契約」とは、地方公共団体が競争の方法によらないで、任意に特定の者を選定してその者と締結する契約方法をいう。随意契約は、地方公共団体の契約の原則である競争入札に比べ、契約に係る手間を省略することができ、特定の能力や信用等を有する相手先を県の意思により選定することができることから、その適切な運用により効率的に事業目的を達成することが出来るというメリットがある。</p> <p>一方で、随意契約は、特定の業者との間に発生する特殊な関係から契約の透明性、公正性及び競争性に問題が生じる可能性があるため、地方自治法施行令は随意契約をできる場合を限定している。</p> <p>今回の監査対象とした委託契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しない」ことを随意契約理由としている。</p> <p>同条項を適用する場合には、「当該業務に精通している」あるいは「業務内容を熟知しており信頼度が高い」等をもって契約先を選定することは適当ではなく、「随意契約選定先以外の第三者に履行させることが当該委託業務の性質上不可能であるか」が重要となる。</p>	<p>(審査指導課)</p> <p>随意契約は例外的に認められるものであり、法令規則等に規定された要件に基づき、契約過程の公正の確保及び適正価格の把握に努め、適正な契約の締結を行うよう特に配慮する必要がある。なかでも、「一者随契」は競争を通じた妥当性の検証が期待できないことから、平成18年3月6日に「随意契約取扱指針」や「随意契約についての標準的考え方と具体的事例」を策定し慎重に検討するよう通知している。</p> <p>会計事務研修会や職員ポータル掲示板により周知徹底していくとともに、会計検査において重点検査項目に位置付け指導していく。</p>
<p>【意見】</p> <p>委託契約の相手先が再委託を行う場合には、契約書に則り書面での承諾を行うとともに、再委託される業務についてはその業務の妥当性等を検討すべきである。</p> <p>今回監査対象とした委託契約の契約書すべてにおいて、「乙（委託契約の相手先）は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲（島</p>	<p>(審査指導課)</p> <p>出納局が定める標準契約書には、再委託禁止条項を設けており、再委託を前提とする契約であってもこの条項は必要であり、再委託する場合には、再委託を行う合理的理由、再委託の相手方が再委託される業務を履行する能力等について審査し、書面で承諾する必要がある。</p> <p>会計事務研修会や職員ポータル掲示板に</p>

<p>根県)の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。」とする再委託契約の禁止条項が設けられている。</p> <p>この再委託禁止条項の趣旨は、いわゆる「丸投げ」を防止することにあると考えられる。また、責任の所在が不明確になることの防止、個人情報の漏洩の防止のためにも再委託禁止条項は必要である。</p> <p>今回の監査対象においては、再委託しているにもかかわらず県による書面による承諾がないものが存在した。また、本契約の大部分が再委託とされている契約も存在しており、そのような場合にはその業務の妥当性を慎重に判断すべきである。</p>	<p>より、周知徹底を図るとともに、会計検査において重点検査項目として指導していく。</p>
<p>Ⅱ. 各事業</p> <p>1. しまね定住推進住宅整備支援事業(新築事業)補助金</p> <p>【意見】尺度・基準の内容の妥当性</p> <p>島根創生計画で掲げるUターン・Iターンの促進を図るといふ補助金の目的からすると、U・Iターン後の定着も重要であるため、整備した住宅の入居者数以外に、U・Iターン後の居住期間も尺度・基準の一つとして設定することも検討すべきと考える。</p>	<p>(建築住宅課)</p> <p>移住・定住者向けの賃貸住宅は、移住・定住施策における導入部分であり、定着にあたっては、当該住宅に入居後、持ち家を取得して転居されるなども想定されるため、当該住宅の居住期間を尺度・基準とすることは難しい。</p> <p>このことから、尺度・基準の見直しは考えていない。</p>
<p>【意見】目標値の妥当性</p> <p>整備した住宅の入居者数を目標値として設定しており、住宅の整備戸数に平均的な世帯人数 2.5 を乗じて算定しているが、近年では単身者の移住定住者が増加しているとのことであるため、目標値の設定が実態と乖離していると思われる。</p> <p>したがって、一律に2.5を乗じるのではなく、各市町村が計画している単身者向け住宅の整備戸数も考慮して、実態に即した目標値を設定すべきである。</p>	<p>(建築住宅課)</p> <p>御意見を参考に、市町村の動向も踏まえつつ、来年度予定している次期島根創生計画のKPI設定に向け、見直しも含めて検討する。</p>
<p>【意見】その他①</p> <p>補助金交付要綱第18条第3項では「過去に補助を受けた住宅の利用状況が第5条第2項第6号に規定する事項に適合しない場合は、報告を行う年度以降における第6条の認定は行わないものとする。」とされている。これは、定住推進住宅の入居資格に合わない者が入居している場合は、市町村が作成した定住推進住宅の供給計画は認定されず、補助金の全部又は一部の返還が必要になる場合があるということである。</p> <p>県における入居状況の確認は、市町村から提出</p>	<p>(建築住宅課)</p> <p>膨大な補助物件全てに対して、毎回現地で入居者に対して入居資格の確認をすることは現実的でなく、また本事業は市町村が実施する事業に対する補助であり、市町村が入居に関する管理を行うことが条件であるため、県としては、市町村からの報告によって確認することで足りると考える。</p>

<p>される利用状況報告書により行われているが、入居資格要件の適合性は補助金の交付や返還に影響する重要な確認事項であるため、書類上の確認だけでなく、実地での確認も行うべきである。</p>	
<p>【意見】その他②</p> <p>令和3年7月19日に交付決定され、令和4年2月3日に事業の完了検査が行われた定住推進住宅について、補助事業完了の実績報告時に設計住宅性能評価書の写しを添付すべきところ、当該性能評価が未実施であったとのことである。</p> <p>定住推進住宅に係る一定の品質が確保されていることを評価することは重要であり、要綱において、実績報告に添付が求められているものであることから、今後の再発防止を徹底することはもちろん、同様の事象が起きた場合に補助金の一部返還等の対象に含めるなど、要綱の規定方法の改定も検討すべきである。</p>	<p>(建築住宅課)</p> <p>再発防止のため、交付決定通知において、補助条件として「設計性能評価書の交付を受けること」を明示し、事業ヒアリング等において、実施の有無を確認する。</p> <p>一部返還等の取扱について、設計性能評価が未実施の場合は、既存の要綱の規定に基づいて、補助金交付前に取り消すことも可能であることから、要綱等に規定することは行わない。</p>
<p>2. しまね定住推進住宅整備支援事業(改修事業)補助金</p> <p>【意見】尺度・基準の内容の妥当性</p> <p>当補助金については、補助金の目的の達成度を測る尺度・基準は設定されていない。しかし補助金として支給している以上、その効果を測らなければ、当該補助金の目的であるUターン・Iターンの促進がどれくらい図られているか不明のまま、県費を使った補助事業が行われていることになる。</p> <p>したがって、各市町村との連携も密にとりながら、空き家の改修戸数等に基づいた尺度・基準を設定して効果測定をできるようにすべきである。</p>	<p>(建築住宅課)</p> <p>整備した住宅の入居者数を尺度・基準として設定する。</p>
<p>【意見】目標値の妥当性</p> <p>尺度・基準を設定したうえで、その目標値を定め、目標値と実績を比較してフィードバックを行う必要がある。</p>	<p>(建築住宅課)</p> <p>整備した住宅の入居者数を目標値として設定し、フィードバックを行う。</p>
<p>【意見】その他</p> <p>補助金交付要綱第12条第1項では「市町村長は、この事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事の承認を受けることなく補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、又は担保に供してはならない。」とされ、また、同条第3項では「市町村は、補助金の交付から10年を経過するまでの間に、その責に帰すべき事由によらずに、第1項の財産を補助金の交付の目的に従い使用し、若しくは貸し付けすることができなくなったときは、知事がやむを得ないと認める場合を除き、補助金の全部又は一部に</p>	<p>(建築住宅課)</p> <p>膨大な補助物件全てに対して、毎回現地で入居者に対して入居資格の確認をすることは現実的でなく、また本事業は市町村が実施する事業に対する補助であり、市町村が入居に関する管理を行うことが条件であるため、県としては、市町村からの報告によって確認することで足りると考える。</p>

<p>相当する金額を県に納付しなければならない。」とされている。</p> <p>この点、県における定住推進住宅の使用状況の確認は、市町村から提出される利用状況報告書により行われているが、入居又は利用者の要件への適合性は補助金の交付や返還に影響する重要な確認事項であるため、書類上の確認だけでなく、実地での確認も行うべきである。</p>	
<p>3. 島根県老朽危険空き家除却支援事業補助金 【意見】 その他</p> <p>特定の市町村が提出した完了実績報告書において、申請者名を匿名化したり、資料上の除却に関与した業者名称をマスキングするなどの加工をしているものが見受けられた。完了実績報告書提出の趣旨は、支出の適切性について事後的に検証可能とする点にあるところ、前記のような匿名化された記載ではかかる事後検証が困難となりかねないため、匿名化しない形での提出を指導すべきである。</p>	<p>(建築住宅課)</p> <p>今後は、補助申請者名等の情報を記載するよう指導する。</p>
<p>4. 島根県木造住宅耐震改修等事業費補助金 【意見】 尺度・基準の内容の妥当性</p> <p>当補助金について、県は補助金の効果を測定するための尺度・基準を住宅の耐震化率としている。当補助金の要綱上の目的が「大規模地震発生時に予想される木造住宅の倒壊の抑制を図る」にある以上、その目的に適合する効果測定の尺度・基準は、最終的には「住宅の耐震化率」は適当ではある。</p> <p>しかしながら、当補助金が普及啓発事業に対するものであるため、この尺度・基準では、補助金の効果を測定しにくい状況となっている。補助金を交付した結果、どのような効果が期待されるのかということを明確にし、それを尺度・基準とすべきである。</p>	<p>(建築住宅課)</p> <p>住宅の耐震化率を上げることが本事業の目的であり、この事業では、耐震改修事業に対する補助も行っているので、次期事務事業評価策定時においては、住宅の耐震化率を尺度・基準に設定する考えである。</p>
<p>【意見】 目標値の妥当性</p> <p>補助金の効果を測定するための尺度・基準を適切に設定したうえで、その目標値を定め、目標値と実績を比較してフィードバックを行う必要がある。</p>	<p>(建築住宅課)</p> <p>上記のとおり設定し、フィードバックを行う。</p>
<p>5. 島根県要緊急安全確認大規模建築物耐震改修補助事業 【意見】 尺度・基準の内容の妥当性</p> <p>当補助金について、県は補助金の効果を測定するための尺度・基準を設けていない。当補助金の要綱上の目的が「建築物の耐震化の促進」にある以上、その目的に適合する効果測定の尺度・基準、</p>	<p>(建築住宅課)</p> <p>現状において93%(残り3棟)の進捗率であり、引き続き耐震改修等の積極的な働きかけを行うが、新たな目的達成の尺度・基準は設定しない。</p>

<p>例えば「要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率」などを尺度・基準として設定するべきである。</p>	
<p>【意見】 目標値の妥当性 尺度・基準を設定したうえで、その目標値を定め、目標値と実績を比較してフィードバックを行う必要がある。</p>	<p>(建築住宅課) 上記のとおりであるので、フィードバックも行わない。</p>
<p>【意見】 その他 本補助金は、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定にかかる定め」が設けられていない。このことは、本補助金が建築物の耐震改修を実施する所有者等に対して補助金を交付する市町村を補助対象としているためであり、市町村は消費税の課税事業者ではないため特に問題はない。 しかし、補助事業者に対して事業実施者が提出した「耐震対策緊急促進事業に係る消費税仕入税額控除確認書」には、「補助対象費用に係る消費税については、控除対象仕入税額に参入しない」旨の記載があるが、補助事業者がその根拠となる資料をチェックしているかは不明とのことであった。県が補助金を交付する相手は市町村であるため、県が直接事業実施者から資料を入手して確認を実施する必要はないが、少なくとも補助事業者が根拠資料をもってチェックしていることを確認する必要がある。</p>	<p>(建築住宅課) 市町村が事業実施者に対しチェックしていることを、今後、書面提出やチェックリストを用いるなどの方法により、確実に確認していく。</p>
<p>6. しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業費補助金 【意見】 その他 当補助金について、資料の実査を行ったところ、工事費の値引きについて、補助対象経費と対象外経費のどちらについての値引きなのか資料上明らかでないものがあつた。補助金交付額の事後チェックのために、補助金算定過程に必要な書類は漏れなく添付することを徹底する必要がある。</p>	<p>(建築住宅課) 工事費の値引きがある等補助対象が不明確なものについては、補助対象の確認に必要な書類を必ず添付させるよう補助事業を行う（一財）島根県建築住宅センターに対して指導した。</p>
<p>7. しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策追加分） 【意見】 その他① 当補助金については、補助金の交付先である財団に対して「完了検査済証」が交付されている。この「完了検査済証」の宛先は当然財団となるはずだが、宛先が島根県知事となっていた。事務的なミスであろうと推測されるが、当書類は内部的にもチェックされているはずであり、このようなミスを発見できる体制が構築されていないのではないかという疑念が生じかねない。このようなミスを防止・発見するための体制を構築する必要がある。</p>	<p>(建築住宅課) 再発防止に努め、今後同様の事象が発生しないよう確認体制を整える。</p>

<p>ある。</p> <p>【意見】 その他②</p> <p>当補助金については、以下のような補助金交付にかかる問題点が発見された。</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助金交付申請書に添付されるべき工事請負契約書等の契約額が確認できる書類の写しがないもの。 実際の工事金額と異なる金額に基づき補助金額が算定されているもの。 <p>この点、県は、財団からの月次の報告書及び年間の実績報告書を受領し、実際に財団に赴いて申込者からの提出書類に不備がないかどうかの確認や、補助金額が適正かどうかの確認をサンプルにより行っているとのことであった。</p> <p>確かに、すべての提出書類の確認作業を県が行うことは非効率であり、現実的にも困難であると考えられる。</p> <p>しかし、実際に上記のような問題点は存在しているため、財団への指導及びチェックを徹底し、一件当たりの補助金が適切に算定されるよう努める必要がある。</p>	<p>(建築住宅課)</p> <p>現在も実績報告書の確認に加えて、抜き取りによる確認を実施しているが、以後同様の事案が発生しないよう指導した上で、検査において無作為に抽出した複数の申請書をチェックすることで、再発防止に努める。</p>
<p>8. 島根県耐震改修設計施工技術者登録及び木造住宅耐震診断士登録に係る講習会に関する事務委託</p> <p>【意見】 尺度・基準の内容の妥当性</p> <p>当委託事業については、事務事業評価シート上のKPI(重要業績評価指標)は「公共建築物の耐震化率」とされている。ただ、当委託事業は木造住宅の耐震改修に係る設計施工技術者の技術力向上を図るとともに県民に対して適切な技術者情報を提供することを目的としている以上、民間建築物(特に住宅)の耐震化率の向上に寄与する事業であると考えられる。</p> <p>よって、当委託事業を含む建築物等地震対策事業の成果を測定する尺度としては、「公共建築物の耐震化率」のみならず、「民間建築物の耐震化率」も設定すべきである。</p>	<p>(建築住宅課)</p> <p>御意見を参考の上、民間建築物の耐震化率を新たな目的達成の尺度として次期事務事業評価策定時において設定する。</p>
<p>【意見】 その他</p> <p>当委託契約について、「講習会の講師は、木造住宅の構造技術の知識を熟知し、講習会受講対象である建築士の住所、勤務地を把握している団体は一般社団法人島根県建築士会以外にないため」との理由で随意契約とされている。</p> <p>確かに、随意契約は、競争に付する手間を省略することができ、特定の能力等のある業者を選定することができるため、その運用が適切なもので</p>	<p>(建築住宅課)</p> <p>講習会の運営に係る事務が円滑に実施できる団体は、各地域支部を有し各地域の実情を把握している一般社団法人島根県建築士会以外にないことから、随意契約が適切である。</p>

<p>あればその目的を効率的に達成することができる。</p> <p>当委託契約は、複数年同一内容の契約が継続しており、当初の契約時から同一の相手先と随意契約を行っている。最初から契約先を他にないとの理由で排除せず、地方公共団体の契約における原則である競争入札の手法の検討を行うべきである。</p>	
<p>9. 令和3年度耐震診断及び改修の啓発業務委託 【意見】尺度・基準の内容の妥当性</p> <p>当委託業務は、建築物等地震対策事業の施策の一つとして、事務事業評価シート上のKPI（重要業績評価指標）は「公共建築物の耐震化率」とされている。ただ、当委託業務は耐震診断及び改修の重要性を県民へ周知するための学習会等を開催し、建物の耐震化を促進することで、県民の生命、財産の安全を確保することを目的としており、その内容は、技術者向け耐震改修技術普及やコンクリートブロック塀の点検に関する技術者研修であるから、技術者への普及の程度を測るための何等かの指標を設定するのが望ましい。</p>	<p>(建築住宅課)</p> <p>御意見を参考の上、民間建築物の耐震化率等を新たな目的達成の尺度として設定することを検討する。</p>
<p>【意見】その他</p> <p>当委託契約について、「優れた技能を有することや地域の住宅事情に精通していること、営利を目的とせず、技術向上のための講習会等への取り組み及び実績がある委託先が望ましく、これらを満たす団体としては一般社団法人島根県建築士会しかないため」との理由で随意契約とされており、過去8年程度当該建築士会に委託している。</p> <p>確かに、随意契約は、競争に付する手間を省略することができるため、特定の能力等のある業者を選定することができるため、その運用が適切なものであればその目的を効率的に達成することができる。</p> <p>しかし、現状のような競争性が排除されたままの状態は望ましくないと考えられる。</p> <p>最初から契約先を他にないとの理由で排除せず、地方公共団体の契約における原則である競争入札の手法の検討を行うべきである。</p>	<p>(建築住宅課)</p> <p>知識、建築物の実情に精通し、各地域学習会の実施体制が整っている団体としては、県内11支部を有している一般社団法人島根県建築士会以外にないことから、随意契約が適切である。</p>
<p>10. 特殊建築物等定期報告に関する事務委託 【意見】尺度・基準の内容の妥当性</p> <p>本事業においては事業目的の達成度を測る尺度・基準は定められていない。事業評価の観点からは、報告率等により指標を定めることが望ましい。</p>	<p>(建築住宅課)</p> <p>建築物の安全性確保の取組を推進することを目的として国が示した指針に基づき策定した島根県建築行政マネジメント計画において報告率を目標値として定めており、これにより達成度を把握していることから</p>

<p>【意見】 成果物の妥当性</p> <p>委託事務完了報告書が期限内に提出されており、添付書類に提出漏れもない。</p> <p>しかし、「IV. その他(2)」記載の相談件数が「およそ45件」とされており、件数の把握が正確になされていない。同件数は、事務委託費算定の参考となる指標であることを踏まえると、正確な相談件数の把握と報告がなされることが望ましい。</p>	<p>KPIを新たに設定することは考えていない。</p> <p>(建築住宅課)</p> <p>令和4年度より正確な相談件数の報告を求めている。</p>
<p>【意見】 その他①</p> <p>当委託契約について、随意契約とされている。確かに、随意契約は、競争に付する手間を省略することができるため、特定の能力等のある業者を選定することができるため、その運用が適切なものであればその目的を効率的に達成することができる。</p> <p>当委託契約は、複数年同一内容の契約が継続しており、当初の契約時から同一の相手先と随意契約を行っている。最初から契約先を他にないとの理由で排除せず、地方公共団体の契約における原則である競争入札の手法の検討を行うべきである。</p>	<p>(建築住宅課)</p> <p>本業務は建築基準法に基づく定期調査・検査報告書の取りまとめ及び報告内容の指導、安全管理に関する啓発及び研修の実施を内容としており、当該業務を確実に履行できる者は、県内において一般財団法人島根県建築住宅センター以外にないことから、随意契約が適切である。</p>
<p>【意見】 その他②</p> <p>委託契約書第2条において委託事務要領が別添として契約書外の書類とされている。しかしながら、契約書中には委託事務の内容が特定できる条項がなく、前記要領が業務の方法の指示等の細目に留まらず、委託事務の内容を特定するものとなっており、両者は契約内容の特定の観点からは一体として評価されるべきものである。かかる評価を踏まえると、委託契約書のみでは債務が特定できず契約書としては不十分と言える。</p> <p>今後は、両者を一体として編綴する、もしくは契約書中に委託事務の内容が特定できる条項を入れるなどの改善がなされることが望ましい。</p>	<p>(建築住宅課)</p> <p>令和5年度契約より委託事務要領を契約書に編綴している。</p>
<p>11. 建築基準適合判定資格者検定受検者研修業務事務委託</p> <p>【意見】 その他</p> <p>当委託契約について、「委託者は、建築基準法に規定する技術基準の適否について県と同等の能力を有しており、本委託業務を行える団体は一般財団法人島根県建築住宅センター以外にないため」との理由で随意契約とされている。</p> <p>確かに、随意契約は、競争に付する手間を省略することができるため、特定の能力等のある業者を選定することができるため、その運用が適切なものであればその目的を効率的に達成することができる。</p>	<p>(建築住宅課)</p> <p>当業務は、年々難易度が高まる建築基準適合判定資格者検定において、建築指導行政の充実を図るため、行政職員合格者の確保に向け必要な研修を行うものである。</p> <p>一般社団法人島根県建築住宅センターは、建築技術者等の育成を業務目的の一つとして設立された法人であり、建築指導経験が豊富な当該資格者を複数有し、当研修を効率的、効果的に行える体制を整えている。この</p>

<p>る。</p> <p>当委託契約は、複数年同一内容の契約が継続しており、当初の契約時から同一の相手先と随意契約を行っている。最初から契約先を他にないとの理由で排除せず、地方公共団体の契約における原則である競争入札の手法の検討を行うべきである。</p>	<p>ような者は、県内において当該法人以外にな いことから、随意契約が適切である。</p>
<p>12. 住宅施策情報提供事業業務委託 【意見】 尺度・基準の内容の妥当性</p> <p>当委託事業については、事務事業評価シート上の KPI (重要業績評価指標) は「島根県建築住宅センターホームページへのアクセス件数」とされている。</p> <p>当委託事業は、県民に対して住宅に関する情報提供を行うことを目的としており、この点でアクセス件数を KPI とすることに不合理はない。</p> <p>ただし、もう一方では、建築工事における新しい製品や工法の活用促進を図るという目的に対しては当該 KPI で判断できるものではないと考えられる。当該目的に合致する副次的な KPI の設定も検討すべきである。</p>	<p>(建築住宅課)</p> <p>本委託事業に含まれる建築工事における新しい製品や工法の活用促進を図ることについては、建築分野における「しまね・ハツ・建設ブランド登録制度」の補助的業務を委託するものであり、KPI の設定はなじまないと考える。</p>
<p>【意見】 その他</p> <p>当委託契約について、「県の施策や建築に関する知識・技能に精通し、県民向けの住宅相談等の多様な事業を実施しているほか、事業者と行政を結ぶ県内最大のネットワークを構築しており、県内全域の県民に対して、幅広く総合的に提供できる県内唯一の団体であるため」との理由で随意契約とされている。</p> <p>確かに、随意契約は、競争に付する手間を省略することができ、特定の能力等のある業者を選定することができるため、その運用が適切なものであればその目的を効率的に達成することができる。</p> <p>当委託契約は、複数年同一内容の契約が継続しており、当初の契約時から同一の相手先と随意契約を行っている。最初から契約先を他にないとの理由で排除せず、地方公共団体の契約における原則である競争入札の手法の検討を行うべきである。</p>	<p>(建築住宅課)</p> <p>一般財団法人島根県建築住宅センターは、県の施策や建築に関する知識・技能に精通し、県民向けの住宅相談等の多様な事業を実施しているほか、事業者と行政を結ぶ県内最大のネットワークを構築しており、県内全域の県民に対して、幅広く総合的に提供できる県内唯一の団体である。よって、この団体以外に適任はいないことから随意契約が適切であると考える。</p>
<p>13. 島根県住生活基本計画等策定業務委託 【意見】 その他</p> <p>島根県住生活基本計画（島根県住宅マスタープラン）は、全国計画に即し、本県の特性を踏まえながら、住宅セーフティネットの構築を図りつつ、市場重視、良質な住宅ストックの形成に向けた住</p>	<p>(建築住宅課)</p> <p>本業務は、島根県住生活基本計画を策定するために必要となる資料の収集・作成、会議の運営補助等の補助的な業務を委託するものであり、当該計画における方針や施策等の</p>

<p>宅施策を進めるものとして策定されたものである。その策定過程においては、各方面の専門家を中心に構成された「島根県住宅政策懇話会」が複数回開催され、そこでの意見等も参考にされるものの、一般財団法人島根県建築住宅センターが、分析業務等の外部への再委託も利用しながら実質的に主体となって策定しているものである。</p> <p>しかし、島根県住生活基本計画は、県が実施する住生活に関する政策の根幹をなすものであるため、そもそも外部に委託して策定する業務になじまないと考える。すなわち、まず、住生活に関する政策は、住宅、高齢者福祉、子育て、環境、土木など、様々な分野に広く関係し、また、県の各課がそれぞれの分野の実情を最も把握していて然るべきである。</p> <p>したがって、例えば、県の住生活施策に関わる各課を横断的に組織したマスタープラン策定チーム等を組織して、県が主体となって策定していくべきと考える。これにより、当該基本計画及びそれに基づく各種施策に対する県としての説明責任にもしっかり対応できるものが策定できるものと考えられる。</p> <p>もちろん、情報の収集やデータ分析の外部委託の必要性は認められるが、それはあくまでも補助的な利用にとどまるべきである。</p>	<p>検討及び決定は県が主体となって実施している。</p> <p>また策定にあたっては、「島根県住宅政策懇話会」とは別に、住生活に関連する庁内各課で組織する「庁内連絡会議」を設け、県としての住生活に関する政策の方針や施策、本計画の内容について検討を行っている。</p> <p>このように、住生活基本計画の策定にあたっては、県が主体となっていることから、各施策に対する説明責任にも十分対応できていると考える。</p>
<p>14. 島根県営住宅（出雲市一の谷団地）法面对策工事設計書等作成業務</p> <p>【意見】その他①</p> <p>当委託契約について、随意契約とされている。しかし、いずれの理由についても、およそ他の事業者の実現不能な理由とまでは言えず、最初から他の事業者を排除するのは相当とは言えない。</p> <p>また、本事業の業務委託料算定に先立ち、受注者のみから設計図書作成の見積を取得している点も経済合理性の観点からは相当とは言えない。地方公共団体の契約における原則である競争入札の手法の検討を行うべきである。</p> <p>-----</p> <p>【意見】その他②</p> <p>委託要領書によれば、本件の業務内容として「島根県営住宅（出雲市一の谷団地）法面对策工事の実施に必要な設計図書等の作成を実施するものとする」とされている。また、同要領書によれば「2-2. (2)設計・測量・調査・設計業務の発注」として、設計図書等の作成に必要な業務は受注者自</p>	<p>（建築住宅課）</p> <p>本業務は県営住宅敷地内で生じた法面崩落の復旧工事の発注にかかる工事設計図書の作成業務を委託するものである。</p> <p>県営住宅の入居者及び近隣住民の安全確保において、適切かつ迅速に対応する必要がある。また、公正・中立的な立場で県の執行と同等の技術で遂行できる必要がある。住宅供給公社は管理代行を受注し、現地の状況を把握しており、かつ、県の執行も熟知していることから、住宅供給公社との随意契約は適切であると考ええる。</p> <p>-----</p> <p>（建築住宅課）</p> <p>御意見を踏まえ、今後は①と②を分けた発注を行うものとする。</p> <p>また、入札代行や監理業務を委託する際の契約書は、標準業務委託契約書を用いるものとする。</p>

らが実施するのではなく、第三者に入札等の手続を経て発注することとされている。

これを受け、本件においては、受注者が入札を実施して第三者を選定して設計図書作成業務を委託し（以下「本件第三者委託」という。）、受注者自らは当該業者の業務監理を行っている。

このようなスキームが採用されている点について、建築住宅課の説明は以下の様なものであった。

「建築住宅課には本件のような土木工事に関する見積りや入札のノウハウがないため、本来であれば土木総務課等に依頼する事業である。

しかし、当時災害対応で土木総務課等は業務繁忙で迅速に本件の対応を行うことが困難であった。そこで、上記ノウハウを有する受注者から見積りを取得し、その金額を踏まえて受注者に業者選定・発注業務や業務の管理を実施してもらう前提で随意契約を行った。委託しているのは入札等の手続・業務監理であり、設計業務そのものではないので本件第三者委託は再委託には該当しない」という認識である。

以上を前提に、監査人としての意見は以下のとおりである。

(1) 再委託該当性について

本件においては、①設計図書作成業務、②①のための発注・入札や業務監理が区別され、受注者は②のみを担当しているため、①が受注者ではない第三者に委託されていたとしても、再委託には該当しないというのが担当課の認識と思われる。

確かに、②の業務の結果として、①について県と第三者との直接の契約が別途締結されているのであれば、担当課の認識通り再委託には該当しないというべきである。

しかし、本件では、①に要する費用相当額についても本件委託契約の代金額に含まれているだけでなく、受注者が発注者となって第三者との設計図書作成にかかる委託契約を締結しており、県はその当事者となっていない。すなわち、県の立場からすれば、あくまで契約相手方は第三者ではなく受注者であるから、本件第三者委託は、再委託に該当することは明らかである。

なお、本件業務委託契約の解釈として、①そのものは受注者への委託業務には含まれていないという解釈をとる余地もないわけではない。

しかし、その場合、①については本件業務委託とは別に県が第三者との間で業務委託契約を締結し、受注者ではなく当該第三者に直接委託代金を

支払うことになっていなければならない、実態とは大きく乖離している。したがって、実態を前提とした契約解釈としては、前記の解釈が相当というべきである。

(2) 再委託禁止への該当性

本件第三者委託が再委託に該当するとした場合、契約書第6条所定の再委託禁止条項に抵触しないかが問題となる。

この点、①及び②の双方が委託業務内容になっていることや設計図書は作成されていないことからすれば、本件第三者委託は、一括再委託とはいええず、また設計図書において指定した主たる部分の再委託ともいえない（第6条1項参照）。

また、本件の再委託自体は、事前に想定されているものであることは明らかであるから、事前の承諾があるものと評価でき、同条2項3項にも抵触しないといえる。したがって、形式的には契約書第6条に反するものとはまでは言えない。

しかし、第6条1項については、設計図書の存在を前提とする条項となっているところ、そもそも設計図書の作成を業務内容とする本件においては、かかる条項は不相当ともいえる。本件業務において、設計図書の作成業務は、業務委託料の大部分を占める本質的に主要な業務であるとすれば、実質的には「主たる部分」であることは明白であり、本件第三者委託は、実質的には第6条1項の趣旨に抵触するものというべきである。

したがって、本件においては、①と②を分けて委託契約を締結することが相当であったというべきである。

また、今後②の契約を行う際には、土木設計業務等委託契約書ではなく、入札代行や業務監理についての業務委託契約書を用いるべきである。

15. 島根県営住宅（浜田市汐入団地）法面对策工事設計書等作成業務

【意見】その他①

当委託契約について、「当業務を委託できる事業者は住宅供給公社以外にいないため」との理由で随意契約とされている。また、法面对策工事は土木工事だが、所管する建築住宅課にはそのノウハウが不足しており、ノウハウがある県の土木総務課等は災害対応で忙しいという理由もあり、土木のノウハウがある住宅供給公社に委託している。

しかしながら、住宅供給公社も別の事業者によるその事業の大部分を委託している。確かに、随意契約は、競争に付する手間を省略することができ、

（建築住宅課）

本業務は県営住宅敷地内で生じた法面崩落の復旧工事の発注にかかる工事設計図書の作成業務を委託するものである。

県営住宅の入居者及び近隣住民の安全確保において、適切かつ迅速に対応する必要がある、また、公正・中立的な立場で県の執行と同等の技術で遂行できる必要もある。住宅供給公社は管理代行を受注し、現地の状況を把握しており、かつ、県の執行も熟知していることから、住宅供給公社との随意契約は適

<p>特定の能力等のある業者を選定することができるため、その運用が適切なものであればその目的を効率的に達成することができる。最初から契約先を他にないとの理由で排除せず、地方公共団体の契約における原則である競争入札の手法の検討を行うべきである。</p>	<p>切であると考える。</p>
<p>【意見】その他②</p> <p>当委託契約について、住宅供給公社は指名競争入札を行い、株式会社グランド調査開発に令和3年度島根県営住宅（浜田市汐入団地）法面対策工事測量調査設計業務として22,783,200円で業務を委託していた。建築住宅課の説明では、住宅供給公社への委託要領書に設計業務等の発注、委託監理、完了検査も委託業務に含まれているため、これは委託契約書に記載されている再委託には当たらないとしている。</p> <p>現状、上記の理由から県は住宅供給公社に対して入札方法を指定せず、入札状況も把握していない。しかし、県としては最低限、住宅供給公社が行った入札状況を把握しておく必要がある。</p>	<p>（建築住宅課）</p> <p>御意見を踏まえ、今後は委託先の決定方法について事前承諾し、契約結果について報告を求めるものとする。</p>
<p>16. 島根県営住宅（松江市湊北台団地）歩道整備工事設計書等作成業務</p> <p>【意見】その他①</p> <p>当委託契約について、「当業務を委託できる事業者は住宅供給公社以外にいないため」との理由で随意契約とされている。</p> <p>また、歩道整備工事は土木工事だが、所管する建築住宅課にはそのノウハウが不足しており、ノウハウがある県の土木総務課等は災害対応で忙しいという理由もあり、土木のノウハウがある住宅供給公社に委託している。</p> <p>しかしながら、後述するが住宅供給公社も別の事業者はその事業の大部分を委託している。</p> <p>確かに、随意契約は、競争に付する手間を省略することができるため、特定の能力等のある業者を選定することができるため、その運用が適切なものであればその目的を効率的に達成することができる。最初から契約先を他にないとの理由で排除せず、地方公共団体の契約における原則である競争入札の手法の検討を行うべきである。</p>	<p>（建築住宅課）</p> <p>本業務は建替事業に当たり、周辺住民の交通安全上、急遽必要となった歩道整備工事の発注にかかる工事設計図書の作成を委託するものである。</p> <p>建替事業のスケジュール上の制限から、緊急的対応を要するものであり、公正・中立的な立場で県の執行と同等の技術で遂行できる必要がある。このことから管理代行を通じて現地の状況を把握し、かつ、県の執行も熟知している住宅供給公社との随意契約は適切であると考える。</p>
<p>【意見】その他②</p> <p>当委託契約について、住宅供給公社は指名競争入札を行い、株式会社共立エンジニアに令和2年度島根県営住宅（松江湊北台団地）歩道整備工事測量・調査・設計業務として30,826,400円で業務を委託していた。</p>	<p>（建築住宅課）</p> <p>御意見を踏まえ、今後は委託先の決定方法について事前承諾し、契約結果について報告を求めるものとする。</p>

<p>建築住宅課の説明では、住宅供給公社への委託要領書に設計・測量・調査等業務の発注、業務監理、業務完了検査も委託業務に含まれているため、これは委託契約書に記載されている再委託には当たらないとしている。</p> <p>現状、上記の理由から県は住宅供給公社に対して入札方法を指定せず、入札状況も把握していない。</p> <p>しかしながら、県としては最低限、住宅供給公社が行った入札状況を把握しておく必要がある。</p>	
<p>17. 島根県営住宅の管理代行及び家賃等の収納委託</p> <p>【指摘事項】その他①</p> <p>島根県営住宅の管理代行及び家賃等の収納委託業務の随意契約理由は、「公営住宅法第 47 条第 1 項により公営住宅の管理代行は当該事業主体以外の地方公共団体、又は地方住宅供給公社に限られるが、松江市外 10 市町に建設している県営住宅を一括して管理代行できる者は島根県住宅供給公社が唯一のものであり、平成 29 年 3 月 15 日に県営住宅の管理運営の特例について知事同意を行っているため」とされている。</p> <p>確かに、管理代行については、法で定められているため公社を相手方とする随意契約については何ら問題ないと考えられる。</p> <p>しかし、管理代行を委託できる範囲は限られており、そこには収納業務は含まれていない。すなわち、「管理代行業務」と「収納業務」は明確に区分されており、収納業務は公社以外の他者に委託することも可能である。</p> <p>この点、県の随意契約理由は管理代行と収納業務を一体のものとした理由となっており、収納業務の随意契約理由が示されていない。このことは、結果として地方自治法施行令第 167 条の 2 に反するものと考えられる。</p>	<p>(建築住宅課)</p> <p>収納業務については、管理代行業務と一元的に行うことが最も効率がよいため、両業務を一体として契約している。</p> <p>御指摘を踏まえ、令和 5 年度の契約から「管理代行業務」の随意契約理由に加え、「収納業務」に関する随意契約理由を示して執行している。</p>
<p>【指摘事項】その他②</p> <p>入居率100%、すなわち新規募集を行わない県営住宅において、収入超過者及び高額所得者が居住しているケースが散見された。</p> <p>県としても、収入超過者には近傍同種家賃を設定し割高な家賃を徴収し、高額所得者に対しては近傍同種家賃を徴収したうえで明渡請求の対象となることを周知し、毎年ヒアリング及び指導を行っている。</p> <p>しかし、現実として高額所得者及び収入超過者が居住しているために真に生活に困窮している県</p>	<p>(建築住宅課)</p> <p>高額所得者に対してはこれまでも状況把握を行い、適宜、指導により明け渡しを求めているところである。</p> <p>しかし、この度の御指摘を踏まえ、高額所得者に対し適正・公平に対応するため、高額所得者の明渡請求の実施に向け、基準（要領等）の作成を行う考えである。</p>

民が希望の団地に入居できないという状況が発生していると推測される。

島根県営住宅条例において、収入超過者は、当該県営住宅を明け渡すように努めなければならない（島根県営住宅条例第31条）と規定され、高額所得者に対しては、知事は、高額所得者に対し、期限を定めて、当該県営住宅の明渡しを請求するものとする（島根県営住宅条例第32条第1項）と規定されている。

入居率のいかんに関わらず、県営住宅の趣旨が、住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で住居を賃貸することにより、県民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することにある以上、特に高額所得者に対しては、実際の明渡請求を行うべきである。

【意見】その他③

県営住宅は、住宅に困窮する低額所得者を対象としており、入居時はもちろんのこと、入居後も収入申告書を提出し、収入申告を行うことになっている。

この収入申告は、原則として世帯員全員の課税（所得）証明書の提出が義務付けられており、例外として未成年で未就労の入居者は当該課税（所得）証明書の提出が不要とされている。

収入申告書を閲覧したところ、未成年について課税（所得）証明書が添付されていないケースが散見された。

未成年でもアルバイト等の収入により所得が生じている可能性もあるため、入居者間の公平を期すためにも未就労であることを確認する手続きが必要である。

具体的には課税（所得）証明書あるいは非課税証明書を添付するか、当該証明書を入手することが困難な場合には、本人にヒアリングを行うなどの方法が考えられる。

【意見】その他④

県営住宅の家賃滞納者に対しては、滞納状況により様々な措置が講じられているところである。

このうち、前月分以外の滞納家賃が1か月以上の滞納者に対しては、必要に応じて「納付誓約書」を提出させ、未納家賃の回収に努めている。

この納付誓約書には、「支払期日」「支払額」「摘要」欄が設けられているが、公社の現場管理事務所において納付誓約書を閲覧した結果、その記載が不十分なものが散見された。

未納家賃の回収の実効性を確保するために、納付誓約書に記載された未納家賃の額を「いつ支払

（建築住宅課）

未成年でも収入がある方には課税（所得）証明書等を提出いただいております。未成年就労者の所得把握はできていると認識しています。

未成年者へ一律で証明書提出等を求めることは、入居者への負担も考慮し、行わない考えである。

（建築住宅課）

御意見を踏まえ、納付誓約書の適正な記載がなされるよう、管理代行者に対して必要な周知及び指導をした。

<p>うか」、「いくらずつ支払うか」、「いつ完済予定なのか」がわかるよう記載する必要がある。</p>	
<p>【意見】その他⑤</p> <p>県営住宅駐車場については、その適正な管理運営に必要な経費として、管理代行者が駐車場の使用を許可した自動車一台当たり月額 100 円が委託料として各管理組合に支払われている。</p> <p>この委託料については、「島根県営住宅駐車場管理委託実施要領」により、各管理組合において収入支出経理簿及び収支決算書を作成し、委託料に不用額が生じた場合には管理代行者に返還しなければならないとされているが、現行要領が設定されるまでは上記不用額を返還しないルールとなっていた。</p> <p>その結果、当時の繰越額が各管理組合に残存している状況である。残存している過去からの繰越額に関する取り扱いは、現行要領上定めがないため、各管理組合において委託料の管理が適正に行われるよう、県と住宅供給公社の間で協議し適正に処理していただきたい。</p>	<p>(建築住宅課)</p> <p>委託料の不用額返還を義務付けた平成24年3月の要領改正時において、それまでの残存繰越額については返還を要しない旨の通知を行っているものである。</p> <p>この残存繰越額については駐車場管理組合において適切に管理されているものと認識しているが、御意見を踏まえ、適正管理について再度周知を図る。</p>
<p>18. 島根県住宅供給公社住宅管理共同利用システムの仕様変更業務委託</p> <p>【指摘事項】その他</p> <p>当委託業務は、島根県住宅供給公社が県から受託しているが、システムの改修作業自体はA社及びB社が行っていることから、再委託の関係にあると考えられる。</p> <p>この点、委託契約書第16条によれば、再委託を行うには県からの書面による承諾が必要とされているものの、書面による承諾はないとのことであり、委託契約書第16条に基づく書面による承諾が必要である。</p>	<p>(建築住宅課)</p> <p>御指摘のとおり書面による承諾が必要なことから、今後、再委託があった場合は書面による再委託の承諾を徹底する。</p>
<p>19. 住宅管理システムと財務会計システムのデータ連係に係る業務委託</p> <p>【意見】その他</p> <p>当委託業務は、富士通株式会社からC社に再委託が行われている。当該再委託については、富士通株式会社から再委託承認申請が提出され、県も再委託承認通知で再委託を承認しており、委託契約書第15条の再委託手続きとしては何ら問題はない。</p> <p>しかし、当該再委託承認申請は本契約の締結日と同日付で行われており、そもそも再委託されることが前提になっていると考えられる。</p> <p>また、再委託の内容が、</p> <p>(1) Q&A 対応、障害切り分け</p>	<p>(建築住宅課)</p> <p>住宅管理システムは富士通株式会社が開発したパッケージソフトをカスタマイズしたものであり、当該システムの著作権は富士通株式会社にあることから、当該委託を契約できる事業者は富士通株式会社以外にない。</p> <p>よって、委託先が「富士通株式会社以外にない」とする随意契約理由は適当であると考えられる。</p> <p>なお、富士通株式会社は「軽微な修正作業」のみならず、各業務における全体統括</p>

<p>(2) 作業依頼（データ修正、データ抽出）</p> <p>(3) 定期報告</p> <p>とされており、本契約上の「軽微な修正作業」のみが富士通株式会社に残されており、上記「事業の概要」に記載した委託業務の大部分が再委託とされ、実質的には再委託先であるC社が当該委託業務を行っているものと考えられる。</p> <p>以上を鑑みると、C社を本契約の委託先とすることも考えられ、「島根県住宅供給公社住宅管理共同利用システムの開発運用会社である富士通株式会社以外では、当該業務を遂行することができないため」という随意契約理由は適当でないと考えられる。</p>	<p>業務も行っている。</p>
---	------------------